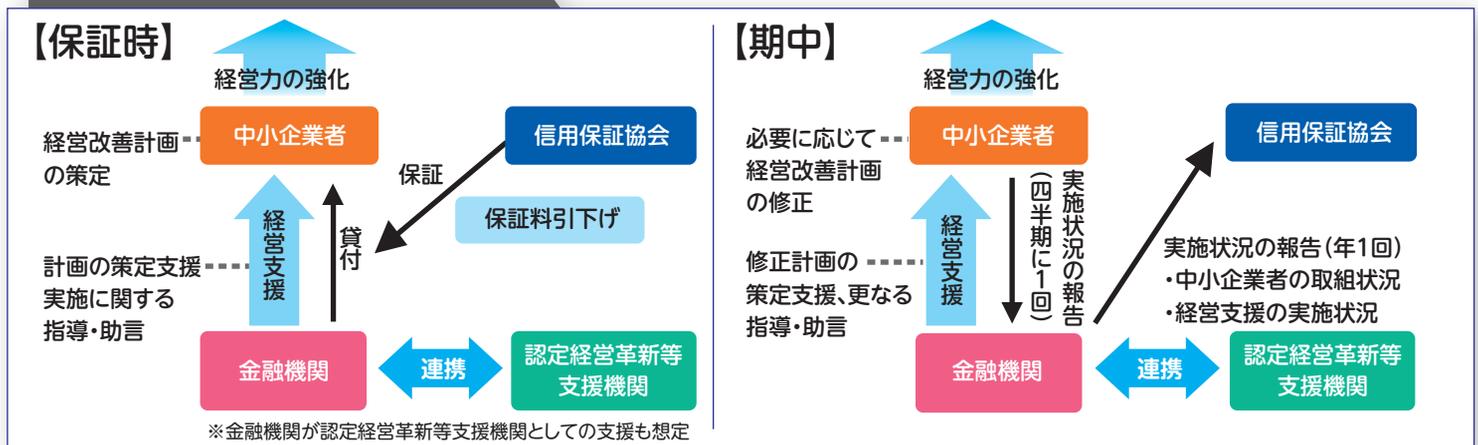


長崎県経営力強化保証 (略称: 県経営力強化)

制度の目的	中小企業者の資金調達にあたって、 金融機関が認定経営革新等支援機関と連携 して、中小企業者の 事業計画の策定支援 や 継続的な経営支援 を行い、県内中小企業者の経営力の強化を図ること		
保証の対象 (資格要件)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ ^{※1} 、自ら 事業計画の策定 並びに 計画の実行及び進捗の報告 を行う事業者の方 (上記に該当し、経営安定関連保証(セーフティネット保証)の5号認定を受けられた方もご利用いただけます)		
保証限度額	5,000万円	対象資金	運転資金、設備資金 ①事業計画の実施に必要な資金に限り ②セーフティネット保証(5号)については、経営の安定に必要な事業資金とし、 既往のコロナウイルス感染症関連保証に係る借入金^{※2}を借り換える場合に限り ます。 (借換資金+運転資金または設備資金の申込は可)
保証期間	運転資金5年、設備資金7年 借換えがある場合^{※3}は10年以内 (据置期間はいずれも1年以内)	返済方法	分割返済
融資利率	年 1.10%	保証料率 (事業者負担)	一般関係 年 0.45%~1.20% セーフティネット保証(5号) 年 0.40%
申込先	金融機関	担保	必要に応じて
保証人 (原則法人代表者のみ)	一定の要件を満たす場合は保証人の提供を不要とできます。 詳しくはホームページをご覧ください。		 <small>経営者保証について▲</small>
添付書類	(1)「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (2)事業行動計画書 (3)セーフティネット保証(5号)の認定を受けた方は市町長の認定書 (4)県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ※この他にも書類の提出をお願いする場合があります。		

- ※1 金融機関が自ら認定経営革新等支援機関として支援を行う場合は金融機関のみの支援となることもあります。
- ※2 次の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限りです。
- 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証(略称:コロナ)
 - 長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証(略称:県伴走特別)
 - セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るもの)の認定に係る県制度融資
 - 危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るもの)の認定に係る県制度融資
 - セーフティネット保証5号認定を受け、令和2年2月から令和3年12月の間に保証申込受付し、かつ貸付実行された県制度融資
- ※3 本制度によって借り換え可能な既往借入金は県制度融資に限りです。

経営力強化保証のスキーム



お問い合わせ
合わせ先

保証制度や資金繰りのご相談
 ■本所 保証部 保証課/TEL.095-822-9172
 ■佐世保支所 保証課/TEL.0956-23-3295

経営支援メニューや経営についてのご相談
 ■本所 経営支援部 経営支援課/TEL.095-822-9932
 ■佐世保支所 経営支援課/TEL.0956-23-3295